

# 「体罰」の禁止について



教育委員会 委員  
池田 清貴  
いけだ きよたか

2020年4月1日より、親から子どもへの体罰が法律で禁止されることになりました<sup>\*1</sup>。これまでも、学校の先生から生徒・児童への体罰は禁止されていました<sup>\*2</sup>。他方、家庭内では、「虐待」は禁止されていたものの、「体罰」は明確には禁止されていませんでした。

ところが、2018年、目黒区で当時5歳の女の子が、親から激しい虐待を受けた末に亡くなるという痛ましい事件が起こりました。子どもがノートに書いた「もうおねがい ゆるして」という言葉に胸を詰まらせた方も多いと思います。

以前より、体罰は虐待につながる危険があるため、法律で明確に禁止すべきだという意見が主張されてきました。そして、この痛ましい事件をきっかけに、そうした声がますます強まりました。

そこで、事件が起こった東京都においては、条例で体罰が禁止されました<sup>\*4</sup>。さらに、国においても、児童虐待防止法が改正され、体罰が明確に禁止されることとなりました。この改正法が本年4月から始まるというわけです。こうして、法律上、家庭内の体罰は禁止されました。しかし、しつけのためには体罰もやむを得ないという考えは、まだまだ国民の間に根深く残っています。また、体罰以外の子育ての方法が分からなければ、どうしてもそれに依存してしまいがちです。そこで、厚生労働省は、2020年2月に「体罰等によらない子育てのために」というガイドラインを出して、啓発に努めています。

この法律改正をきっかけに、日本の子育てが変わっていくことを期待したいです。

\*1 2019年改正による児童虐待防止法14条1項

\*2 学校教育法11条ただし書

\*3 児童虐待防止法3条

\*4 子供への虐待の防止等に関する条例6条2項。

「体罰その他の子どもへの品位を傷つける罰」が禁止され、品位を傷つける暴言も禁止の対象とされています。